

## 第1期中期目標期間終了時の積立金の処分について(山形県公立大学法人)

### I 概要

- ・第1期中期目標期間(H21~26)終了時の積立金について、法人は、知事の承認を受けた金額を、第2期中期計画の定めるところにより、第2期中期目標期間の業務の財源に充てることができる
- ・知事は、その承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

### II 積立金繰越承認申請の内容

法人から第1期中期目標期間終了時の積立金 43,038,934 円のうち、35,953,410 円について次期中期目標期間への繰越承認の申請があった。

#### 【積立金の内訳】

1	目的積立金残額	11,589,005 円
	経営努力分として 25 年度までに承認された目的積立額の残額	
	① うち現金等	5,679,044 円
	② うち現金の裏付けのない額	5,909,961 円
	図書等を購入した場合、会計処理上、目的積立金が減少せず形式的に残る部分	
2	26 年度当期総利益分	31,449,929 円
	③ うち経営努力分	24,364,405 円
	運営経費削減、定員超授業料収入の大学留保分等の経営努力分	
	④ うち 26 年度交付金の精算分	7,085,524 円
	退職金や工事費等が見込を下回り県に返還が必要な額	
	⇒ 繰越承認申請額は上記①、②、③の合計	35,953,410 円

### III 繰越承認の考え方(案)

下記のいずれかに該当する積立金の額については、次期中期目標期間における用途を確認したうえで、次期の中期目標期間への繰越を承認する。

	積立金の内訳	整理
①	目的積立金の残額(現金) (経営努力による積立金の残額)	次期中期目標期間への繰越承認
②	積立金のうち現金の裏付けのない額 (会計処理上の形式的利益)	
③	平成 26 年度当期末処分利益のうち、経営努力相当額 (運営経費の効率化、自己収入の増)	
④	26 年度の県からの交付金の精算額(要県返還額) (退職金や工事費等が見込額を下回った部分)	県へ納付

⇒ 法人からの繰越承認申請額 35,953,410 円は上記①、②、③の部分に該当するため、申請のとおり承認する。

#### IV 積立金の使途

繰り越した積立金については、山形県公立大学法人第2期中期計画第11の3のとおり、教育研究の質の向上、地域への優秀な人材の輩出等の地域貢献の取組み及び組織運営の改善に充てる。

(参考) 山形県公立大学法人第2期中期計画

第11 山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運営に関する事項

##### 3 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上、地域への優秀な人材の輩出等の地域貢献の取組み及び組織運営の改善に充てる。

#### ◎積立金活用予定（6年間）

- 1 教育研究の質の向上 1,380万円（年230万円）
  - ①外部資金獲得に向けた研究の質の向上のための各種取組み
  - ②地域課題に対応した地元企業等との共同研究の実施
  - ③両大学の教員及び学生の各種国際交流活動を推進
  
- 2 地域への優秀な人材の輩出等の地域貢献の取組み 1,620万円（年270万円）
  - ①庄内・最上地域をはじめとする県内志願者増加のための各種取組み
  - ②卒業生の県内定着の増加を図るための取組みの強化
  - ③県内各地域における食育教育や、県内食材を使用した調理実習教育の普及活動

(参考) 現金の裏付けのない積立金

591万円

図書館蔵書として引き続き提供

(第1期期間中に図書館蔵書として整備したものであり、会計処理上、積立金として、形式的に残っている部分)